



要件を満たした空き家の所有者（管理者）又は空き家を借りる方・買う方に対して、空き家の改修にかかる費用の一部を補助します。

■申請受付期間 令和7年6月2日(月)～6月30日(月)

■補助金の額

改修：補助対象経費の2/3以内かつ最大100万円

補助対象者

・活用事業

- 1 空き家の所有者または相続人（未登記物件は、申請できません）
- 2 所有者または相続人の半数の同意を得た者
- 3 空き家を買う方又は借りる方で次のいずれかに当てはまる方
 - (1) 移住予定の方
 - (2) 移住者（転入3年以内の方）
 - (3) 子育て世帯（子を扶養している者及び母子手帳の交付を受けた母を含む世帯の代表者）
 - (4) 新婚世帯（申請時点において、町内に居住し、婚姻の届出から5年以内の夫婦ともに39歳以下の世帯）

イメージ図(改修)



主な対象要件

- ・町内に存する一年以上使用されていない空き家。
- ・築年数が木造20年以上、非木造25年以上経過している空き家
- ・改修後、10年間は空き家バンクに登録すること。
- ・交付申請年度の2月末日までに実績報告のできるもの。
- ・改修について所有者の承諾を得ているもの。

※補助金交付決定前に工事を行った場合補助金の対象外になりますのでご注意ください。

※補助金の交付には、諸条件等あるため交付申請の前に必ず事前相談を行ってください。

※国からの補助に限りがあるため、予算に達し次第受付を終了いたします。

■お問い合わせ

- ・補助金の詳細は、久米島町役場HPをご覧ください。
- 「募集要領」と「久米島町空き家対策総合支援事業補助金交付要綱」を必ずご確認ください。

・事前相談先

空き家・空き地活用相談員(矢島)

☎090-1368-9340

・補助金の申請窓口

久米島町企画財政課

☎098-985-7122